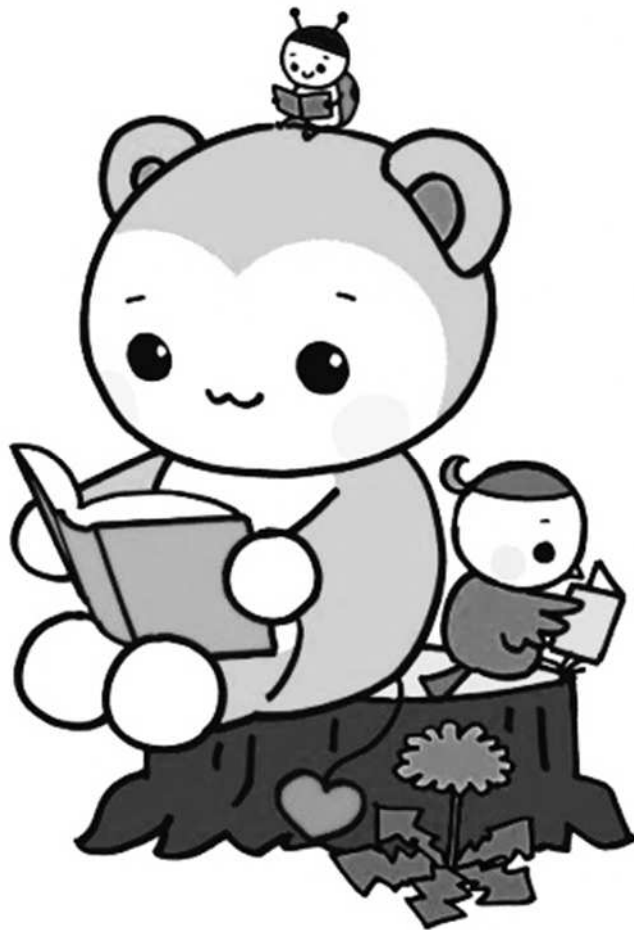


# せいかつほご 生活保護のあらまし

このしおりは、<sup>せいかつほごせいど</sup>生活保護制度の<sup>しく</sup>仕組みなどについて<sup>せつめい</sup>説明したものです。

わからないことや<sup>そうだん</sup>相談したいことがありましたら、<sup>えんりよ</sup>遠慮なく<sup>くやくしょほごか</sup>区役所保護課

<sup>そうだんいん</sup>の相談員におたずねください。



きたきゅうしゅうし  
北九州市

R5.10

## せいかつ ほ ご 生活保護とは

いっしょう びょうき はたら はじょう  
一生のうちには、病気やけがのために働けなくなったり、なんらかの事情で  
しゅうにゅう  
収入がなくなったりして、生活に困ることがあります。

せいかつ ほ ご にほんこくけんぽうだい じょう りねん もと くに  
生活保護は、このようなときに、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が  
けいざいてき えんじょ おこな けんこう ぶんかてき さいていげんと せいかつ ほしょう じぶん  
経済的な援助を行いながら、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自分の  
ちから せいかつ しえん せいと  
力で生活していけるように支援する制度です。

## せいかつ ほ ご 生活保護のしくみ

せいかつ ほ ご きほんてき こじん せたいたんい おこな  
生活保護は、基本的に個人ではなく世帯単位で行われます。

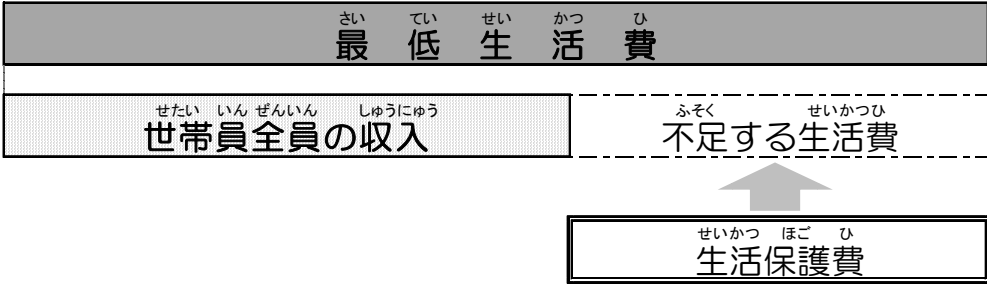
せたい しょうきょう にんすう ねんれい こうせいろうどうだいじん き きじゆん  
世帯の状況（人数、年齢など）をもとに、厚生労働大臣が決めた基準によ

けいさん せたい げつぶん せいかつひ さいていせいかつひ  
り計算した世帯1か月分の生活費を最低生活費といいます。

さいていせいかつひ せたいいんぜんいん しゅうにゅう くら せたいいんぜんいん しゅうにゅう すく  
この最低生活費と世帯員全員の収入を比べて、世帯員全員の収入が少な

ばあい さいていせいかつひ ふそく がく ほこひ しきゅう  
い場合に、最低生活費に不足する額が保護費として支給されます。

ほごう ばあい しゅうにゅう さいていせいかつひ すく  
◆保護を受けられる場合（収入が最低生活費より少ないとき）



ほごう ばあい しゅうにゅう さいていせいかつひ おお  
◆保護を受けられない場合（収入が最低生活費より多いとき）



# 生活保護を受けるためには

生活保護を受ける前に次のような努力をしてください。

## 1 資産の活用

持っている資産（預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、貴金属、有価証券など）で生活保護を受けている間に持っておくことが認められないものは、売るなどして生活費にあててください。



## 2 能力の活用

働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。



## 3 他の法律による給付等

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。



**助成金**

## 4 扶養義務者からの扶養

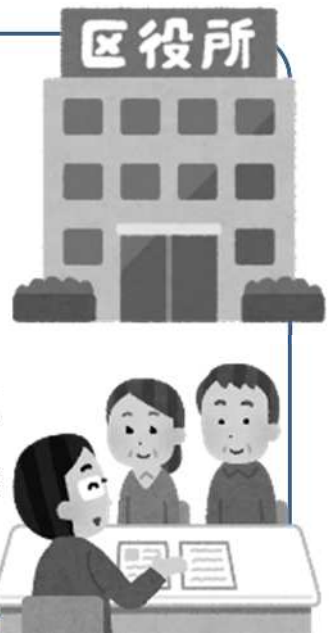
親や子ども、兄弟姉妹などから援助を受けることができる場合は受けてください。なお、援助は可能な範囲で行うものであり、援助ができる親族がいることによって保護が受けられないということではありません。

せいかつ ほ ご けつてい  
**生活保護が決定されるまで**

1 **相談**

せいかつ こま かた す く くやくしょほ ご か そうだん  
生活に困っている方は、お住まいの区の区役所保護課にご相談く  
ださい。担当の相談員が相談に応じます。相談内容などの秘密は守  
られます。

そうだんいん せいかつ ほ ごほう しゅし せいど しく せつめい  
相談員が、生活保護法の趣旨や制度の仕組みについて説明しなが  
ら、生活の状 況 や、資産や能力の活用、他の法律による給付など  
の話をうかがい、生活保護の申請をされるかどうかの確認をしま  
す。



2 **申請**

しんせい い し だれ しんせい なん  
申請の意思があれば、誰でも申請することができます。何らかの  
じじょう ほんにん しんせい どうきよ しんぞく ふようぎむしゃ しんせい  
事情で本人が申請できないときは、同居の親族や扶養義務者が申請  
することができます。

しんせいしょ くやくしょほ ご か ひつよう ばあい もう で  
申請書は区役所保護課にありますので、必要な場合は申し出てく  
ださい。



3 **調査**

ほ ご しんせい かた せいかつ ほ ご ひつよう いな はんたん  
保護の申請をされた方について、生活保護が必要か否かの判断をするため、  
つぎ ちょうさ おこな  
次のような調査を行います。

ほうもんちょうさ せいかつじょうきょう ちょうさ  
(1) 訪問調査 (生活 状 況 の調査)

くやくしょほ ご か ちくたんとういん せいかつ  
区役所保護課の地区担当員 (ケースワーカー) が、生活  
じょうきょう はあく かていほうもん おこな  
状 況 などを把握するために家庭訪問を行います。



## (2) 資産調査

預貯金のほか、生命保険、土地や家屋、自動車などの保有状況の調査を行います。

## (3) 病状調査（働く能力に関する調査）

病気などで働けない方については、病状の調査を行います。また、必要に応じて、病院で検診を受けていただくことがあります。

## (4) 扶養義務者による扶養の調査

扶養義務者の有無を確認するとともに、区役所保護課からも扶養義務者に対して援助が可能かどうか調査を行います。



その他にも、保護の決定に必要な調査を行います。



## 4 決定

調査結果をもとに、あなたにとって生活保護が必要か否か、また生活保護が必要と判断した場合にいくら保護費を支給するかなどを福祉事務所が決定し、文書でお知らせします。

なお、保護の決定の通知は、原則として、申請のあった日の翌日を1日目として14日以内に行いますが、調査に日時を要する場合、その他特別な理由がある場合には、30日まで延びることがあります。

# せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類

せいかつ ほ ご しゅるい ふじょ きゅうふ き きちゆん  
生活保護には、つぎの8種類の扶助（給付）があり、それぞれに決まりや基準

げんどがく  
（限度額）があります。

## 1 せいかつ ふじょ 生活扶助

しょくひ いるい こうねつすいひ にちじょうせいかつ  
食費や衣類、光熱水費など、日常生活に

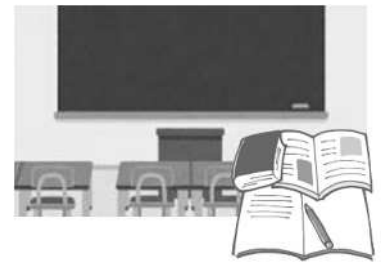
ひつよう ひよう しきゅう  
必要な費用が支給されます。



## 2 きょういく ふじょ 教育扶助

がくようひんひ がっこうきゅうしょくひ き む きょういく う  
学用品費や学校給食費など、義務教育を受けるため

ひつよう ひよう しきゅう  
に必要な費用が支給されます。



## 3 じゅうたく ふじょ 住宅扶助

やちん ちだい てんきよ ひつよう ばあい しききん  
家賃や地代のほかに、転居が必要になった場合の敷金、

かおく しゅうぜんひよう しきゅう  
家屋の修繕費用などが支給されます。



## 4 いりよう ふじょ 医療扶助

びょうき ちりょう ひつよう ばあい せいかつ ほ ご していいりよう  
病気やけがで治療が必要な場合に、生活保護の指定医療

きかん じゅしん さい しんさつだい ぐすりだい ひよう いりよう  
機関を受診した際の、診察代や薬代などの費用が医療

きかん ちょくせつしはら いったい ようけん  
機関に直接支払われます。なお、一定の要件があれば

じゅうどうせいふく せじゆつ  
柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうなどの施術

う  
も受けることができます。



## 5 介護扶助

介護保険法で規定されている要介護状態にある方や要支援状態にある方が、生活保護の指定介護機関で介護サービスを利用した際の利用料が介護機関に直接支払われます。



## 6 出産扶助

出産のために必要な費用で、分娩の介助や分娩後の処置などのいわゆる助産のほか、分娩に必要なガーゼ等の衛生材料費などが支給されます。



## 7 生業扶助

仕事に就くために必要な技能を身につけるための費用や仕事に必要な洋服などの購入費用、高等学校に就学する場合の受験料や教科書などの購入費用が支給されます。



## 8 葬祭扶助

葬儀を行う扶養義務者等がないなどの場合に、お葬式の費用が支給されます。



## せいかつ ほ ご かん 生活保護に関するQ & A

Q1 <sup>せいかつ ほ ご しんせいしよ</sup>生活保護の申請書はどこにありますか？

A1 <sup>せいかつ ほ ご しんせいしよ くやくしよ ほ ご か ほ ご</sup>生活保護の申請書は、区役所の保護課にありますので、保護  
<sup>しんせい ばあい そうだんいん もう て しんせい</sup>の申請をする場合は相談員に申し出てください。また、申請を  
<sup>かた ひつよう しよるい ていしゆつ ねが</sup>した方には、必要な書類の提出をお願いすることがあります。



Q2 <sup>じどうしゃ ふどうさん も</sup>自動車や不動産を持っていても、<sup>せいかつ ほ ご しんせい</sup>生活保護を申請できますか？

A2 <sup>じどうしゃ ふどうさん も ほ ご しんせい</sup>自動車や不動産を持っていても、保護の申請はできます。ただし、自動車  
<sup>げんそく しよぶん</sup>は原則として処分していただき、<sup>せいかつ い じ</sup>生活の維持のために活用していただくこ  
<sup>かつよう</sup>とになります。なお、<sup>しょうがい も かた つうきん つういんとう ひつよう ばあい</sup>障害をお持ちの方の通勤、通院等に必要な場合など  
<sup>じどうしゃ ほゆう みと</sup>には自動車の保有を認められることもありますので、ご相談ください。  
<sup>そくだん</sup>また、<sup>じたく</sup>自宅として使っている<sup>つか</sup>不動産は保有を認められます。  
<sup>しよぶん か ち たか ばあい</sup>ただし、<sup>かぎ</sup>処分価値が高い場合は、この限りではありません。



Q3 <sup>いりようひ</sup>医療費についての<sup>せいかつ ほ ご じゆきゆう</sup>のみ生活保護を受給することはできますか？

A3 <sup>せいかつ ほ ご</sup>生活保護は、<sup>さいていせいかつひ たい</sup>最低生活費に対して、<sup>せたい しゅうにゆう ふそく ばあい ふそく</sup>世帯の収入が不足する場合に不足  
<sup>ぶん ほ ご ひ</sup>分を保護費として支給する<sup>しきゆう</sup>制度であり、<sup>せいど</sup>医療費のみを<sup>いりようひ</sup>対象とする<sup>たいしよ</sup>ことはで  
<sup>きません</sup>きません。医療費にのみお困りの方から<sup>こま</sup>相談を受けたときは、<sup>かた</sup>高額療養費  
<sup>う</sup>制度や<sup>こうがくりようようひ</sup>無料低額診療などの<sup>ほか</sup>他の<sup>せいど</sup>制度の<sup>かつよう</sup>活用について<sup>ていあん</sup>提案しています。

Q4 <sup>ほ ご ひ</sup>どのくらいの保護費がもらえるのですか？

A4 <sup>きんがく</sup>金額は、<sup>せたい</sup>世帯の<sup>じょうきょう</sup>状況によって<sup>こと</sup>異なります。次ページに<sup>じ</sup>参考として<sup>さんこう</sup>最低  
<sup>せいかつひ</sup>生活費の<sup>しよukai</sup>モデルケースを紹介していますが、<sup>ぐたいてき</sup>具体的な<sup>さいていせいかつひ</sup>最低生活費を知りた  
<sup>し</sup>い場合は、<sup>ばあい</sup>相談員<sup>そうだんいん</sup>におたずねください。



さいていせいかつひ

# 【最低生活費のモデルケース】

たんい えん  
(単位：円)

せたいこうせい 世帯構成		こうれいしゃせたい 高齢者世帯 たんしん (単身)	こうれいしゃせたい 高齢者世帯 ふうふ (夫婦)	ほしせたい 母子世帯 にん (2人)	ふうふこひとりせたい 夫婦子一人世帯 3にん (3人)
		さい 68歳	おっと 夫：68歳 つま 妻：65歳	はは 母：30歳 こ 子：4歳	おっと 夫：32歳 つま 妻：29歳 こ 子：4歳
せいかつ 生活 ふじょ 扶助	きじゅんがく 基準額	73,850	118,470	117,340	148,440
	かさん 加算	/	/	じどうよういくかさん 児童養育加算 10,190	じどうよういくかさん 児童養育加算 10,190
				ほしかさん 母子加算 18,800	/
じゅうたくふじょ 住宅扶助 げんどがく (限度額)	たんしんせたい (単身世帯) 29,000	にんせたい (2人世帯) 35,000	にんせたい (2人世帯) 35,000	にんせたい (3人世帯) 38,000	
ごう 合計	102,850	153,470	181,330	196,630	

れいわ ねん がつ にちげんざい  
(令和5年10月1日現在)

いりょうふじょ かいごふじょ ひつよう ばあい べつとふじょ  
※医療扶助、介護扶助が必要な場合には別途扶助されます。

さいていせいかつひ せたいいんぜんいん しゅうにゅう くら せたいいんぜんいん しゅうにゅう すく ばあい  
※最低生活費と世帯員全員の収入を比べて、世帯員全員の収入が少ない場合に、

さいていせいかつひ ふそく がく ほごひ しきゅう  
最低生活費に不足する額が保護費として支給されます。

## しんせい かた ねが 申請される方へのお願い

そうだんいん ほくりつ もと き  
相談員やケースワーカーは、法律に基づき、あなたからお聞きした  
ないよう ひみつ まも さだ じじつ  
内容などの秘密を守るように定められていますので、事実を  
ありのままにお話してください。



ちようさ すす あら しりよう しよるい ていしゆつ  
また、調査を進めていくうちに、新たに資料や書類の提出を  
ねが  
お願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

せいとう りゆう ちようさ こば ばあい せいかつ ほ こ う  
もし、正当な理由なく調査を拒んだ場合は、生活保護を受けら  
れないことがあります。

## ふくしじむしょ けつてい ぎもん 福祉事務所の決定に疑問があるとき



せいかつ ほ こ けつてい ぶんしょ つうち  
生活保護の決定は、文書で通知します。

つうち けつていないよう ぎもん  
通知された決定内容について、わからないことや疑問がある

ときは、ケースワーカーにおたずねください。

ふくしじむしょ けつてい なつとく ばあい けつてい  
福祉事務所の決定に納得できない場合は、決定があった  
し ひ つうちしょ とど ひ よくじつ  
ことを知った日(たとえば、通知書が届いた日など)の翌日  
けいさん げつていない ぶんおかけん ち じ たい  
から計算して3か月以内であれば、福岡県知事に対して  
ふふく もう た しんさせいきゆう  
不服を申し立てることができます。(審査請求といえます。)

くじょう うかが ちゅうりつ こうせい たちば もんだい かいけつ  
また、苦情を伺って、中立・公正な立場で問題の解決に  
と く ほけんふくし せいど  
取り組む保健福祉オンブズパーソン制度もあります。



## 生活保護の不正受給防止対策について

生活保護の不正受給は、生活保護制度そのものに対する市民の信頼を損なうものであり、その未然防止と早期発見に努める必要があります。

北九州市では、生活保護を受給されている方に対して、不正受給にならないよう注意を促すことで未然防止に努めるとともに、不正が疑われるケースに対する調査を行う「生活保護適正化推進調査チーム」を設置して、生活保護の不正受給防止対策を強化しています。



## 民生委員

あなたがお住まいの地区には、福祉事務所と協力関係にある民生委員がいます。

民生委員は、それぞれの担当地区で生活に困っている方や悩みを持っている方の相談相手となっています。

民生委員は、秘密を堅く守りますので、安心して

相談してください。



かくくやくしよほごか ふくしじむしよ とあわさき  
 各区役所保護課（福祉事務所）の問い合わせ先

	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
もじく 門司区	〒801-8510 もじくきよたきいちちようめ ばんごう 門司区清滝一丁目1番1号	331-1896
こくらきたく 小倉北区	〒803-8510 こくらきたくおおてまち ばんごう 小倉北区大手町1番1号	582-3453
こくらみなみく 小倉南区	〒802-8510 こくらみなみくわかそのこちようめ ばんごう 小倉南区若園五丁目1番2号	951-1035
わかまつく 若松区	〒808-8510 わかまつくはままちいちちようめ ばんごう 若松区浜町一丁目1番1号	761-4673
やはたひがしく 八幡東区	〒805-8510 やはたひがしくちゆうおういちちようめ ばんごう 八幡東区中央一丁目1番1号	671-2814
やはたにしく 八幡西区	〒806-8510 やはたにしくくろさきさんちようめ ばんごう 八幡西区黒崎三丁目15番3号	642-7395
とばたく 戸畑区	〒804-8510 とばたくせんぼういちちようめ ばんごう 戸畑区千防一丁目1番1号	871-2334

にっぽんこくけんぽうだい じょう  
 日本国憲法第25条

1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生

の向上及び増進に努めなければならない。

